

定期監査報告書

小・中学校

1. 監査の実施日 令和5年5月18日（木）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

城端小学校、上平小学校、利賀小学校、利賀学校給食調理場、城端中学校、平中学校、利賀中学校

4. 監査の方法

小・中学校については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

ブランド戦略部、農業委員会事務局

1. 監査の実施日 令和5年6月14日（水）

2. 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

ブランド戦略部

農政課、林政課、商工企業立地課、PLAY EARTH PARK 推進室、交流観光まちづくり課、ブランドプロモーション推進室、文化・世界遺産課

農業委員会事務局

4. 監査の方法

ブランド戦略部、農業委員会事務局については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

総合政策部、保育園、子育て支援センター

1. 監査の実施日 令和5年9月19日（火）

2. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年7月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

総合政策部、保育園、子育て支援センター

政策推進課、情報政策課、DX推進室、エコビレッジ推進課、こども課、
城端さくら保育園、平みどり保育園、上平保育園、利賀ささゆり保育園、
井口保育園、子育て支援センターさくらんぼ

4. 監査の方法

総合政策部、保育園、子育て支援センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

総務部、教育部

1. 監査の実施日 令和5年10月18日（水）

2. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

総務部

総務課、財政課、税務課、行革・施設管理課

教育部

教育総務課、生涯学習スポーツ課、高校総体スキー推進室

4. 監査の方法

総務部、教育部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

議会事務局、ふるさと整備部、教育部出先機関

1. 監査の実施日 令和5年11月17日（金）

2. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

議会事務局

ふるさと整備部

道路整備課、建設維持課、上下水道課

教育部出先機関

中央図書館・地域館（城端、井波、福野、平）、福光福祉会館・松村記念会館

4. 監査の方法

議会事務局、ふるさと整備部、教育部出先機関については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

市民協働部、市民センター

1. 監査の実施日 令和5年12月18日（月）

2. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

市民協働部

市民課、生活環境課、南砺で暮らしません課

市民センター

平市民センター、上平市民センター、利賀市民センター、井口市民センター

4. 監査の方法

市民協働部、市民センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書

地域包括医療ケア部、出先機関

1. 監査の実施日 令和6年1月18日（木）

2. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

地域包括医療ケア部

医療課、南砺市民病院、公立南砺中央病院

出先機関

南砺家庭・地域医療センター、平診療所、上平診療所、利賀診療所、
訪問看護ステーション

4. 監査の方法

地域包括医療ケア部、出先機関については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。

定期監査報告書
地域包括医療ケア部

1. 監査の実施日 令和6年2月16日（金）

2. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

地域包括医療ケア部

地域包括ケア課、地域包括支援センター、福祉課、健康課、
保健センター（平含む）

4. 監査の方法

地域包括医療ケア部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

なお、詳細な指摘事項については、それぞれ監査の過程において触れたので記述を省略する。